

令和 6 年度 第 6 回加東市農業委員会総会（8 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 15 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：－ 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	1：岸本敏弘 ①：村上雅信			
議事録署名委員	10：大畑眞司 11：藤原義弘			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 29 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	5 件
第 30 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 31 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	3 件
第 32 号議案	非農地証明願いの承認について	4 件
第 33 号議案	農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について	1 件
第 34 号議案	農地の現況転換等の確認について	1 件
第 35 号議案	農用地利用集積計画の決定について	1 件

5 報告

報告第 9 号	農地の貸借の合意解約通知について	5 件
---------	------------------	-----

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 6 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、8 番 下山農業委員さん、9 番 小林農業委員さん、10 番 谷口推進委員さん、11 番 久保推進委員さん、12 番 小薮推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしく願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、10 番 大畑農業委員さん、11 番 藤原農業委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 29 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、遠方に居住のため耕作が困難なことから、以前から小作を依頼していた譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は譲受人の自宅から近く、息子と二人で水稻を耕作する予定です。譲受人は、農業経験が約 60 年あり、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢であること、また体調面で耕作が困難なことから、知人である譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、農業経験が約 25 年あり、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、後継者がいないことから、知人である譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、新規就農者となりますが、家族 4 人体制で耕作を行い、そのうち母親の農業経験は 10 年以上あります。農機具については、地元営農組合から借り受け、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、体調面で耕作が困難なことから、以前から小作を依頼していた譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は譲受人の自宅から近く、水稻を耕作する予定です。譲受人は、農業経験が約 50 年あり、農機具も確保しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、知人である譲受人に譲渡するため申請されました。申請地では、季節野菜の耕作を予定しており、収穫野菜は社員に無償提供を行う予定です。新規就農者となりますが、農機具を導入予定であり、耕作は可能であると見込まれます。 以上 5 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 29 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 29 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 30 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請人が所有する住宅を近隣の方が***に改修する予定であり、その店舗に隣接する農地を店舗用に貸し出す駐車場として転用する申請となります。申請人が店舗経営及び店舗駐車場として使用することではないため、転用目的は貸露天駐車場となります。店舗改修工事の日程は、令和 7 年 1 月頃に内装工事を完了し、2～3 月頃で室内レイアウトを組み、テスト営業を経て、4 月に開業を予定しています。申請地は、***と***の 2 筆ありますが、申請地***については貸露天駐車場に転用、申請地***については農地法上の手続きを理解されておらず、約 50 年以上前から通路として利用されてきており、このたび地目が農地のままであると判明したため、登記と現況を合わせるため、***については始末書付きで申請されています。なお、申請地は、農業振興地域の農用地外で、農地区分は第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっています。以上 1 件の転用申請につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
議長	番号 1 は***の北東約 170m の位置にあり、現場は保全管理地でありました。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 30 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 30 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 31 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲受人は、現在、市内のアパートに居住しておりますが、子育てをするには手狭になってきたことから、戸建て住宅を建築するため申請されました。土地は、将来、両親の世話をするため実家付近で検討しましたが、接道や面積などの条件を満たす土地が本申請地のみであったため、当該地を選定されております。農地区分は、第 1 種農地に該当しておりますが、現在、周辺の立地状況等踏まえながら第 3 種農地の可能性も視野に入れ、調査中です。なお、どちらの農地区分であっても住宅の建築に影響はありません。農業振興地域は農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっています。

	番号 2、譲受人は、再生可能エネルギー発電事業を営む法人で、太陽光発電施設を設置する用地を検討していたところ、譲渡人から、家族全員が会社勤めをしている関係で農業に従事できず、管理に費用もかかるため手放したいとの相談があり、話がまとまったため、本申請に至っております。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっています。 番号 3、譲受人は、現在、市内のアパートに夫婦で居住しておりますが、将来的に子育てを考えたときに手狭であることから、戸建て住宅を建築するため申請されました。土地は、世話が必要な実家の家族にすぐに駆け付けることができる距離の範囲で複数検討した結果、当該地を選定されております。申請地は、第 1 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっています。 以上 3 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の南西約 200m の位置にあり、現場は保全管理地でありました。
	番号 2 は***の西約 150m の位置にあり、現場は田でありました。
	番号 3 は***の北約 150m の位置にあり、現場は田でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 31 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 31 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長 事務局	第 32 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、申請地は、昭和 30 年頃に実父が住宅を建設し、現在に至っております。今回、農地法第 3 条の手続きをする際、自身の所有地の中で本申請地の地目が農地のままであったことを知り、登記と現況を合わせるため申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっています。 番号 2、申請地は、昭和 49 年から住宅敷地となっており、現在に至っております。建物の登記はされていたものの、地目変更はされておらず、相続を経て地目が農地のままとなっていることがこの度の土地譲渡の際に判明し、登記と現況を合わせるため、申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外となっています。

	番号 3、申請地は、昭和 60 年以前から住宅の門先及び倉庫の敷地で、現在に至っています。今回、農地法第 3 条の手続きをする際、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっています。 番号 4、申請人は、本申請地付近の実家に昭和 35 年から昭和 53 年まで居住されていましたが、当時から本申請地は現状のとおり山林であって、畑として耕作できる状態ではありませんでした。今回、相続手続により本申請地を取得しようとしたところ、地目が農地のままであることが判明し、登記と現況を合わせるために申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっています。 以上 4 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。 番号 1 は***の南西約 200m の位置にあり、現場は宅地でありました。 番号 2 は***の南西約 150m の位置にあり、現場は住宅敷地でありました。 番号 3 は***の南約 100m の位置にあり、現場は住宅敷地でありました。 番号 4 は***の南西約 130m の位置にあり、現場は山林でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 32 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
	全員挙手にて、第 32 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 33 号議案「農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、届出地は、昭和 51 年に農業用倉庫として設置し、現在に至っています。当時、届出がされていなかったため、今回、始末書を付けて届出されました。届出地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 以上 1 件の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用面積が 200 m²未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。 番号 1 は***の東約 40m の位置にあり、現場は農業用倉庫でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。

各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 33 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 33 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 34 号議案「農地の現況転換等の確認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、***は、当初、田の上にハウスを設置し、作物を栽培されていましたが、当該地を借りて耕作したいと希望される方がいたため、一定期間、貸し付けていました。貸付期間が満了した後、継続してハウス栽培を行うことから、法務局で地目変更をしようとしたところ、耕作目的で農地の形状を変える場合は、田を畑に転換する届出が必要であることを知り、今回、始末書を付け届出をされました。届出者は、継続してハウスで野菜の栽培を行います。 ***は、当初、田の状態で梨園として整備し栽培していましたが、管理が困難になっていたところ、当該地を借りて耕作したいと希望される方がいたため、一定期間、貸し付けていました。令和 5 年度に農地の返却がありましたが、今後は、畑地として野菜の栽培を予定されています。当該地も同様の理由により、始末書を付け届出をされました。 届出地は、農業振興地域内の農用地で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっています。 以上 1 件の届出については、加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱に基づき提出されており、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。 番号 1 は***の南東約 200m の位置にあり、現場は畑でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 34 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 34 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 35 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。 使用貸借権 1 件、3 筆、4,360 m ² に利用権が設定され、8 月 30 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 35 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 35 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 9 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
	番号 1、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。
	番号 2、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。
	番号 3、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は第 29 号議案番号 4 で承認のあったとおりです。
	番号 4、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。借受人がひょうご農林機構となっていますが、機構と貸出人が解約を行い、直接本人同士で契約を締結し耕作する予定です。
	番号 5、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。貸出人がひょうご農林機構となっていますが、申請地は***、***、***の所有者と、***、***、***の所有者が異なっています。借受人が耕作困難となったため、機構と借受人が解約し、双方の所有者と別の方が契約を締結し、別の方が耕作されます。
議長	説明は以上です。
	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明。
	・第 2 回農地パトロールの事前調査の実施について
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 6 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 大畑 眞司

議事録署名委員 藤原 義弘
